

令和7年第6回久万高原町議会定例会

令和7年12月10日

○議事日程

令和7年12月10日午前9時30分開議

- | | | | |
|-------|-----|-----|--------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第 | 79号 | 令和7年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算
(専決第1号)の専決処分について |
| 日程第2 | 議案第 | 80号 | 令和7年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について |
| 日程第3 | 議案第 | 81号 | 久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第 | 82号 | 久万高原町火入れに関する条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 日程第5 | 議案第 | 83号 | 久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第6 | 議案第 | 84号 | 令和7年度久万高原町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第7 | 議案第 | 85号 | 令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予
算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第 | 86号 | 令和7年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算(第2号) |
| 日程第9 | 議案第 | 87号 | 令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号) |
| 日程第10 | 議案第 | 88号 | 令和7年度久万高原町立病院事業会計補正予算
(第1号) |
| 日程第11 | 議案第 | 89号 | 令和7年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算
(第1号) |
| 日程第12 | 議案第 | 90号 | 令和7年度久万高原町下水道事業会計補正予算
(第1号) |
| 日程第13 | 議案第 | 91号 | 久万高原町辺地総合計画の変更について |
| 日程第14 | 議案第 | 92号 | 久万高原町姫鶴荘の指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第 | 93号 | 久万高原町姫鶴平コテージの指定管理者の指定について |

日程第16 議案第 94号 久万高原町林業研修センターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第 95号 久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について

日程第18 議案第 96号 面河溪自然環境保全活用交流拠点施設の指定管理者の指定について

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番 高橋末廣

2番 岡部史夫

3番 阪本雅彦

4番 高橋誠

5番 光田優

6番 森博

8番 大野良子

9番 瀧野志

10番 大原貴明

11番 熊代祐己

○欠席議員（1名）

7番 玉井春鬼

○説明のため出席した者

町長 河野忠康

副町長 佐藤理昭

教育長 住野秀志

総務課長 西村哲也

住民課長 菅和幸

保健福祉課長 中川茂俊

建設課長 山内賢彦

林業戦略課長 小野哲也

まちづくり戦略課長 高木勉

農業戦略課長 西森建次

会計管理者 岡真智子

病院事業等統括事務長 沖中敬史

教育委員会事務局長 大西洋三

消防本部消防長 大野秋義

代表監査委員 菅洋志

○議会事務局

事 務 局 長 渡 部 定 明

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、議案第79号「令和7年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分について」を議題とします。
提出者の報告を求めます。

(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 議案に基づき説明

議長 報告が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。

お諮りします。

議案第79号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号「令和7年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算(専決第1号)の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第2、議案第80号「令和7年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第80号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第80号「令和7年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第3、議案第81号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(中川保健福祉課長を指名)

中川課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑をされる方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 なかなか複雑な内容の説明をいただいたわけですがけれども、今回の改正の背景、そして要旨のポイント、それから町内の関係者への影響、どういった影響があるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長 (中川保健福祉課長を指名)

中川課長 岡部議員の質疑にお答えします。

改正の背景、趣旨、また町内関係者等の影響内容ですけれども、3点ございます。

まず1点目が、保育所における保育士の確保ということになります。

地域限定保育士が特別区以外で働くことができるということで、この改正によりまして、事業所においては、保育士等の増員が図れるなどの影響があると思われまして。

2点目が、児童の権利と安全を守るための一層強化を図るということにあります。

被措置児童虐待への対応として、児童自立生活援助事業、放課後児童事業、病児保育事業、子育て短期事業などの事業が追加されます。この改正によりまして、各種事業が追加されることから、通報義務や対応措置を講じるなど、児童の権利と安全を守ることが一層強化されることとなります。

3点目でございますが、事業者や子育て世代の負担軽減を図ることを目的としております。

母子保健法に基づく健康審査を実施しておれば、改めて保育所等で同じ項目の健康診断をしなくてもよいというものでございます。事業者や子育て世代の負担軽減が図られることとなりますけれども、町内においては実施する事業者がないため、この影響はないものと思われまして。

以上でございます。

議 長 よろしいですか、岡部議員。

そのほか、質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。

議案第81号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第81号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第4、議案第82号「久万高原町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 連日、乾燥注意報が出ておりまして、テレビの報道でも、関東地方の山火事、そういったものが、なかなか消火活動が手に負えないといった報道もされております。

そういったことで、この火入れに関することについては、本当にちょっとした不注意から大変な山火事になる。それも、今朝も報道してございましたけれども、当然、ヘリコプターでの活動になりますけれども、やはり搭載する容量自体が限られております。

一番肝心なことは、木が燃えているのではなくて、地表の枯れ草、これが燃えていると。だから一気に山見て、風向きで上がってしまうと。それから後に生木が燃えていくという。

だから、一気に広範囲な山火事に発生するというのが、今の特徴らしいですけども、当然、この町においても、最近、雨量についてはそんなに多くないという状況でございます。そういったことから、これは単なる条例を制定したのではなくて、どこまでこの条例の効果を発揮させていくか。それをどのようなシミュレーションを描いて、この条例の効果を狙っているのか、お聞きをしたいと思います。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

この条例の改正の目的は、先ほども申しましたが、大船渡市の大規模林野火災を受け、国が林野火災注意報等の発令強化の方針を示して、県も林野火災アラートを新設したため、本町でも新たな注意報、警報が出た際に、火入れを禁止、中止できるように条例の整備が必要となったために、この条例改正を上程をいたしましたところでございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 私が質問した趣旨が伝わってないようでございますが。やはり条例つくった

だけでは駄目だよということで、それをどう浸透させていくか、やっぱりそこから辺りを、やはり条例に書かれたものを基本としながら、関係者に対して、どういうふうやっていくのか、あるいは場合によっては、罰則なども検討していくのか。そうしないと、今は確かに、これから雪も降るでしょう。やはりこれは今の時期に限らず、春先の、非常に今よりも乾燥する時期にいろんな方が、不特定多数の方が山に入って来られます。

そういったことで、注意しきれない部分もあるわけですがけれども、やはりそこは山林所有者も含めて、作業所も含めて、町あげてやっていかないと、本当に何十年もかけて作り上げてきた財産が一瞬にして失われるということになりますので、そこら辺りは、非常に大事ではないかということをお聞きしているわけです。

もう一度お尋ねします。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

岡部議員のおっしゃられるとおり、大変そういった事案が発生いたしまして、心配されるところではございます。

もし火入れの許可の申請が出た場合は、消防機関、また林業事業体等の火入れを出した人との連携を図りまして、しっかりと、いろんな気象情報等を考慮しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第 8 2 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 8 2 号「久万高原町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第 5、議案第 8 3 号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑をされる方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 久万高原町の火災予防条例なんですけれども、第 2 9 条で、火災に関する警報が発せられた場合に、火の使用の制限かかるようになっていると思うのです

けれども、今回の条例改正で、町長が発令できるのは、火災予防の注意報ということになっていると思うのですけれども、この警報というのは、町長の判断で久万高原町に発することはできないのでしょうか。

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 大原議員の質疑にお答えいたします。
発令につきましては、町長の権限で発令できます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 以前から警報は発令できるけれども、注意報は発令できなかったと。
今回の改正を受けて、警報が発令できるようになったという理解なのか、そもそも警報というのが発令することはできるのに、注意報が出せるようになった。何かちょっと順番がおかしいような気がするんですけれども、そこをちょっと分かりやすく説明いただいたらと思います

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 大原議員の質疑にお答えいたします。
以前から警報の発令については可能でした。ただ、罰則規定等もございまして、市民生活に影響が出るということで、なかなか発令ができていないというのが、全国的に多かったということで、今回、発令がしやすくなるように、注意報をまず設けて、その後に警報ということで、段階的におって発令ができるというふうに改正されたものでございます。

以上です。

議 長 よろしいですか。
そのほか、質疑はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第83号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第83号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第6、議案第84号「令和7年度久万高原町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(1款1項目)

(2款1項目)

(2款2項目)

(2款3項 目)
(3款1項 目)
(3款2項 目)
(4款1項1目)
(4款2項 目)
(6款1項3目)
(6款2項 目)
(7款1項 目)
(8款1項 目)
(8款2項3・4目)
(8款4項 目)
(9款1項4目)
(10款1項 目)
(10款2項 目)
(10款3項 目)
(10款4項 目)
(10款5項 目)
(10款6項 目)
(11款1項2目)
(11款2項1目)
(12款1項 目)

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

歳入の国庫支出金で、総務費の国庫補助、社会保障税番号制度関連事務補助金218万円組んでおりますけれども、これは何に使われるのでしょうか。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回の社会保障税番号制度システム整備補助金につきましては、戸籍の振り仮名改修に伴います国の補助金でございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、総務課長が申された内容以外に、何かマイナンバーとか、いろいろなものが含まれているんじゃないでしょうか。

議 長 (菅 住民課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回、社会保障税番号システム整備費に係るマイナンバーカードと健康保険証を一体的に伴う周知広報等事業、これ国民健康保険特別会計のほうであるんですが、これにつきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業としまして、国民に制度変更を理解してもらい、円滑に移行できるようにするための広報活動となっております。

期待される効果につきましては、利用率の向上、医療の効率化、本人確認の確実化などになります。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 12月2日からマイナンバーカード本格運用が始まりました。実は、私もその関係で、右往左往しました。ところが、自動的に個人の認識番号が期限切れとなっております。

多くの方が、このことについては非常に、文書を送っているんだと言いながら、なかなか病院とか薬局とか、手続きしようと思うところへ行かないと分からなかったということが現状かと思えます。

そういった意味で、今までも周知されていると思いますが、この広報活動を通じながら、改めてマイナンバーカードの有効期限、それから電子証明書の有効期限、それから後期高齢者用の資格者証、その他もあろうと思えますけれども、有効期限がそれぞれ異なっております。

皆さん、少し混乱されているので、改めて手続き内容の周知広報をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか

議 長 (菅 住民課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

12月2日からマイナンバーカードの本格運用が始まりました。有効期限は、申請からカード本体は10年、未成年の方は5年となります。電子証明書は5年となっております。

後期高齢者医療の資格確認書は、暫定的に、愛媛県では令和8年7月までと、それぞれ有効期限が異なります。

マイナ保険証として、医療機関で使用される場合に、電子証明書が切れていると言われた方もいらっしゃると思います。それぞれ有効期限が切れる3か月前には通知書が届き、更新手続きは役場窓口等でお願いますと、周知をさせていただいております。

なお、住民の皆様の混乱を防ぐため、今後も広報と窓口での丁寧な案内に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 災害復旧事業債が、今回、歳入で計上されておりますが、この災害復旧事業債、これに関する交付税措置はどのぐらいあるんでしょうか、ないんでしょう

か。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

災害復旧事業債の関係でございますが、元利償還金の57%が、確か元利交付税に跳ね返りがあったと記憶しております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

(森 博議員を指名)

森 議員 歳出のほうになります。

9ページの、まちづくり戦略課関係になりますが、2款総務費の中に、ローカル10,000プロジェクトがございます。

これは、新規事業の実施団体等に対する初期投資費用の助成、400万円とございますが、どのような事業が計画され、申請予定なのか、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 森議員の質疑にお答えいたします。

今回予定されております事業は、ローカル市場の中でも地方単独タイプという事業でございます。製造業でございます。現在、金融機関との融資の協議で、正式に町に申請はいただいておりませんが、そういった形の事業を、現在、予定をしております。

以上です。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 ローカル10,000プロジェクトには、国庫補助事業と地方単独事業があるようにございますが、これはどちらの事業での申請予定となるのでしょうか。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 森議員の質疑にお答えいたします。
今回は地方単独タイプでございます。
以上です。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 国家補助事業だと、事業者に補助する金額の4分の3は国からの補助となり、事業者に補助する金額の2分の1が国から交付税措置されるという、今言われた地方単独事業と比べると、町の持ち出しも少なく済むようにございますが、こちらでの活用はできなかったのでしょうか。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 森議員の質疑にお答えいたします。
事業費の規模の問題がございまして、今回、予定されている事業の規模で言いますと、国費の対象にはならなかったということです。
以上です。

議 長 森議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(森 博議員を指名)

森 議員 今回のこの事業に対する町からの補助、400万ということでございますが、この事業のほかに、町が200万円を上限として行っている企業者支援事業もあります。

6年度はこの事業に対して6件が起業して、累計1億4,000万余りの売り上げがあったというふうに聞きます。

ですが、町民はこのことをよく知らないのではないかと思います。町内でこれらの新たな事業に取り組み、活躍している優良事例の紹介を町として行い、町内外に発信すれば、これらの新規起業者の伴走支援にもなり、新たに起業チャレンジをしてみようかと考える方も増えるのではないかと思いますけれども、町のお考えをお願いいたします。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 森議員の質疑にお答えいたします。

事業の周知につきましては、広報誌ホームページで周知をしておるところでございますが、森議員御指摘のとおり、事業を使った後、こういった形で成功しているとか、そういった事例の紹介は、今までしたことがないというのが実情でございます。

これにつきましては、当然、事業をされている方の合意は必要だとは思いますが、補助を使って、こうした事業で、こういう成果を上げていますというような周知については、まちづくり戦略課のほうで検討したいというふうに考えております。

以上です。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 総務課の、公共交通の関係の400万の、今回、繰り替えがございました。その件でお聞きをしたいと思っております。

町の公共交通計画が変更、修正が頻繁に行われる中、なぜそうなるのか、実現可能な全体像が可視化できる状況にあるのか否かなどなど、法定協議会で作成された計画内容が、やはり時間とともに変わりつつあると感じております。

町の公共交通会議で協議計画された内容が、計画期間中にどこまで到達しようとするのかという目標設定値が見えません。

町民に分かるよう、評価指標が幾つになったら目標を達成したと判断する、そういった目標値を設定すべきではありませんか。

議長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

公共交通計画を作成するに当たりまして、評価指標等目標値の設定は実際には行っております。計画の54ページに評価指標と、42ページに目標値を設定しております。多分、恐らく見にくいというところがあるかと思っておりますので、そこは分かりやすく、また住民には説明をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、総務課長が言われたとおり、正直、見にくいです。多分これ、役場の職員が見ても、すらっと説明できる方は、多くはないんだろうと思います。

どうしても計画というものが着地していないような感もあります。あくまでも計画といったニュアンスの強いような感が、結構多いんですね。だから、もっと分かりやすいことで、我々議員に対しても説明をして、ただ冊子を配ったから、これ見てくださいねというようなことではなくて、我々も住民から聞かれたらお答えしなきゃいけないんです、ある程度は。そういう意味で、もっと丁寧な説明が要るかと思います。

ここで一つお聞きしたいのは、この公共交通に関する要綱が三つございます。

それぞれ平成19年9月、平成29年11月、令和6年6月、こういった三

つの要綱が現在存在しておりますが、それぞれどのような役割があつて、かつ連携して協議が行われているのか、この件について、簡単に御説明をお願いします。

議長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

これまで公共交通として取組を行っておりますが、その取組について説明をさせていただきます。

従来より設置しております地域公共交通会議は、道路運送法に基づく法定協議会であり、主に町営バスの運行計画の変更や、車両の更新といった法的な手続が必要な事項を中心に、協議を行ってまいりました。

しかしながら、この会議では、委員構成や所掌事項の観点から、地域の交通全般にわたる多様な課題を議論し、幅広い住民意見を十分に反映する場としての機能は限界があるという課題がございました。

こうした課題に対応するために、平成29年に地域の交通課題全般を議論する場として、別途、地域交通対策協議会を設置し、議論の体制を整えたところでございます。

その後、地域交通計画の策定を進める過程におきまして、多様な御意見を、より効率的かつ継続的に反映できる体制を求められておりました。このため、既存の地域公共交通会議の委員数を大幅に拡大すること、また、幅広い分野の意見を反映できるよう、要綱を改正いたしております。

この要綱改正により、地域交通会議が、実質的に地域の交通全般を議論する包括的な機能を持つことになったことから、地域交通対策協議会は、近年開催する必要がなくなり、現在はその役割を地域公共交通会議に一本化しているのが現状でございます。

また、議会の議員の皆様と協議をする場を設け、より具体的な課題の検討を行うため、公共交通検討会議の設置をして、今現在、運用をしているところが現状でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 要綱が3本あって、一本化ということであれば、それはそれでいいんですが。ただ、その要綱の中を見て、今現在、その要綱をホームページ等で見てみますと、要綱の中においては、運賃協議の記述があります。

令和5年10月1日の道路運送法改正によって、新設なんですけど、道路運送法第9条第4項で、地域公共交通会議での運賃協議は、地域公共交通会議とは別に、運賃協議会という新たな会議体で行うことが義務づけられ、さらに、運賃改正する際には、公聴会を開催し、運賃協議会を開催し、そして地域公共交通会議で協議を整えるという、結構長い手続が必要となったということになります。

町の関連する三つの要綱内容で、運賃協議に関しては、別途、協議会を設けてという記載はございません。

そういったことで、この要綱の内容で、独禁法には抵触していない。そして、問題はないのか、お聞きをしたいと思います。

合わせて、他の自治体では、改正後における地域公共交通会議の在り方について、この法律を基に、明確に公の文書として開示をしております。

町としての今後の交通会議の在り方にも影響するかと思いますので、その辺の判断をお聞きしたいと思います。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

御指摘の点につきまして、法改正におけます協議運賃は、一般乗合旅客自動車運送業である、いわゆる路線バス及び一般乗用旅客自動車運送料、タクシーを対象とした制度でございます。

一方、本町の町営バス及び地域運営協議会が運行する有償運送につきましては、自家用有償運送の制度を用いております。

これらの改正は、改正の協議運賃の対象にならないというふうに、総務課で

は認識しております。

なお、将来的に法令上の対応が必要となる場合には、運輸局とも十分協議の上、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今の総務課長の答弁だと、今、町が計画しているものは、先ほどお聞きした運賃協議会、そういったものを設置して、協議しなければならないということには該当しないというふうな答弁だったと思います。

しかしですね、自治体版のライドシェアの利用料決定の場合も含めて、道路運送法の改定による、道路運送法第9条第4項を踏まえた対応が必要というふうな記述があるんですけども、これは間違いはないですか。抵触しないということは、間違いないと確約できますか。

議長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

自家用有償運送、いわゆる白ナンバーを活用しての運送になります。例えば、面河のももんが号ですとか、西バスについては、白ナンバー運送を行っております。

これにつきましては、法改正の段階で、愛媛運輸支局に確認をとっております。白ナンバーで有償運送する場合は、これは運賃ではなく運送の対価というところで、運賃ではないという確認をとっておりますし、愛媛支局からも、今の考え方で大丈夫だというお墨付きはいただいておりますので、そこは間違いはないというふうに、総務課では認識しております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 それは何月何日現在の確認なのかもお聞きをしたいと思います、間違いのないのであれば結構かと思えます。

この独禁法の関係の解釈も幅が広いようでございますので、それはより専門的に、専門家のお話をお聞きしながら、対応を進めていただきたいと思います。

公共交通の存在と、町のにぎわいの関係ですけれども、交通事業イコール目的地的魅力掛ける交通手段の便利さということであり、定時の路線は線がにぎわい、デマンドについては、点のみにぎわうとも言われています。

一方、公共交通が維持できない現状、イコール町のにぎわいが無い、個性がない、町の衰退につながるということは、町も認識をされているはずで。

法定協議会後においても、具体的な体系の姿が見えませんが、コンサル頼みの行政の色が濃く見える中、町内の移動が難しい町、そういったことから脱却できておりませんが、次期の総合計画の策定調査で、10年後に町内で住みたいと答えた中学、高校生が9.2%という低い数字が、次の世代を担う若者の、今のこの町に対する評価ではないでしょうか。行政として、このような状況をどのように認識されているのか、理事者のお考えをお聞きします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

本町の公共交通につきましては、これまでのずっと、合併前からの変遷を見ても、やはりいろんな地域で特色を生かした公共交通が整備されてきたといったところです。

その後、合併を経て人口減少が進む中で、なかなか通常の路線バス、幾つか撤退もしたという現実の中で、そういった中で、地域の担い手といいますか、地域にも御協力いただいて、住民の移動手段の確保に当たってきたといったところで、町内、いろんな形で公共交通を支えていただいておりますけれども、やはりそれを全くりセットして新しいものというのではなくて、今まで培って

きたところを精いっぱい生かしながら、今後の公共交通の在り方を問う、ちょうど見つめ直す、問い直す時期に来ているというふうに思っております。

そういう意味では、来年の4月から一部、バス路線の廃止に伴って、その対応をしていくわけですけれども、今までのように、その場その場の対応というのではなくして、この機会に、全町の公共交通を見直していく必要がある時期に来ていると認識しております。

その中で、やはり、この公共交通は非常に重要な課題でもございます。ただ住民の全ての願いがかなうだけの対応ができるかというところ、そこは非常に財政的な面、あるいはそれを支えるスタッフの面でも厳しいところあると思うんですけれども、医療機関に通う、あるいは買い物、それから子供たちの通勤、あるいは通学、そういったところの、しっかりと今まで数度のアンケートをやって、乗降調査もやっていますので、それをしっかりと押さえながら、最大限の対応をしていくというところで、まさに今、示すところに来ています。

そういうところをお示しさせていただきながら、先ほど岡部議員が申された数字といったところも改善をしていきたいというふうに考えております。

今後、これについては、議会ともしっかり説明させていただいて、進めていきたいというふうに思っております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、副町長が言われたように、すべからく町内全域が足の、移動ができるというのが一番望ましいですけれども、しかしながら、様々な条件といいますか、様々な背景、地域事情、いろんなことが、財政も含めて関わってきた上での検討になりますので、そういった意味からやはり、必要なところをいかに残すかというところで、もし地域から見て、自分たちの地域を見捨てるのかというふうに受け取る地域もあるかもしれません。

しかし、それは町全体の発展のこと、将来ビジョン、財政のことも含めながら、本当に残すべきところは、子供の問題とか医療の問題とか、足の手段、そういうところにしっかりと手を入れると。そのほかは御理解をいただきたいということを、一日も早く町民に対してお示しして、町民の理解を得ることが一

番重要かと思います。

ぜひその点、今後も町民に対して、透明化を踏まえたお示しをできるよう、心がけていただきたいと思います。

答弁は結構でございます。

議長 そのほか、質疑ございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 みかわクリニックの関係を、ちょっとお聞きしたいんですけども。

今回、みかわクリニックの業務委託補償の関係、結構、議会と行政とで、何回とやり取りをしたわけですけども。

そもそもが、20数年前の合併のときに取り交わした内容が、20数年間そのまま手を加えずに現在まで残っていたと。それを踏まえて、委託補償をしようとした。この20年間の中には、相当な乖離があります。ですが、役所の中では見直しもされず、そのまま来たというところが問題かなというふうに思っております。

首長も変わり、議会の構成員も変わり、それから診療報酬の改定とか、いろいろな物価高騰とか、様々な要件の中で、地域医療に関わる方が大変だと思います。

そういった中で、役所としてできることは、合併のときに約束をした。そのまま移行したと。いわゆる合併前からそのまま移行した部分についての、やはり見直しを、総合的な見直しをいち早くしないと、またこれ、5年10年たったときに、今まで議論されてなかったものがぽつと出てきたときに、その背景を知る人もいない。理解する人も少ない。そういうことになるので、これは今回を機に副町長にもお聞きしたいのですけれども、合併のときの、新町において移行するというふうな文言の内容の案件については、全てチェックすると。チェックして、それこそ本当の意味で、これはスクラップアンドビルドになると思います。やっぱり引き継ぐものは引き継ぐ。もう用済みのものは用済みという、言い方悪いですけども、そうしないと、次の、前に進めないというこ

とだと思っておりますが、この辺り、副町長お考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、今回の地域医療の合併の引き継ぎの関係ですけれども、これについては、以前にも議会のほうから御指摘も受けました。そういったところで、昨日の一般質問にもございましたが、医療審議会といった形で、合併後、行われていなかったところを、改めて審議をさせていただいたといったところですよ。

こういった関係、もう合併して、昨年、合併20周年も迎えたといったところで、当然、時代も少しずつ変わってきております。やはり何といたっても右肩上がりの経済であった世の中から、人口減少、少子高齢化という、非常に厳しい状況になっている。そういった現状も非常に変わってきている中で、今後この地域が持続可能に残っていくためには、しっかりと合併のときのところをもう一度抑えるといいますか。その部分が、抑えていくというところは必要だと思いますし、総合計画でありますとか、通常の事務事業の見直しのときにも、今、岡部議員から御指摘のあった合併の引き継ぎのところ、そこを一度、その議論の中においてやっていく必要があると思います。

そうすることによって、今やっている業務の関係性といいますか、そういったところも抑えることができると思いますので、その辺りは役場内でどういうチェックの仕方ができるのかも含めて、検討していきたいというふうに思います。

議 長 そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第84号は、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第84号は所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 ここで10時50分まで休憩いたします。 (午前10時39分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前10時51分)

議 長 日程第7、議案第85号「令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計
補正予算(第1号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(菅住民課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第 8 5 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 5 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 日程第 8、議案第 8 6 号「令和 7 年度久万高原町国民健康保険診療所事業特
別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 8 6 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 86 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
- 議長 日程第 9、議案第 87 号「令和 7 年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(中川保健福祉課長を指名)
- 中川課長 議案に基づき説明
- 議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第 87 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 87 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
- 議長 日程第 10、議案第 88 号「令和 7 年度久万高原町立病院事業会計補正予算

(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 病院経営におきましては、収益的収支において、病院が単年度運営で安定しているかどうかを示す。そして、収益的収支の黒字が基本的収支の不足分を補填する、そういった関係にあります。

資本的収支では、将来にわたって医療サービスを提供し続けるための長期的な投資に伴う収支と、財政の状態を示しております。いわゆる病院事業経営の健全性とか、将来の投資能力を把握する重要な数字であります。

12月に増額補正予算を計上する必要があるかもしれないと予測されたのはいつ頃でしょうか。

議長 (沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

町立病院におきまして、今年度上半期の病院事業収益につきましては、昨年度で約3,700万円の増収という状況でございます。

一方では、8月に人事院勧告がありました給与改定によりまして、人件費の増大につきまして、今年度もかなりの増大を予想されるという理由によりまして、不採算地区病院に対する交付税措置の定額分、こちらにつきまして、今年

度から10月に繰出しが認めていただいたために、12月での補正予算計上を10月に決定したという状況でございます。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 町からの繰り出しが認められたということですが、その前に、他会計からの負担減額の理由、その他補助金の理由は、今で大体分かったわけですが、町から病院への繰出基準の規準内容と、町からの実繰出金イコール繰出基準額、同等なのか、その金額をお聞きしたいと思います。

議長 (沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まず、他会計負担金の減額につきましてでございますが、こちらにつきましては、電子カルテ更新に係る一部事業、これは全システムからのデータの移行、PDS化の事業でございますが、こちらにつきましては、繰り越しがございましたので、令和6年度の最終的な起債借入額のほうが減額となりましたので、それに伴い、起債償還元金に対する一般会計からの繰入金が減額となっております。

その他補助金につきましては、当初時点では、採択が不確定でございました医療設備整備に係る愛媛県国民健康保険直営診療所施設整備事業費補助金の正式な内示を先般受けましたので、補助金を受けられることになりましたので、計上させていただいております。

次に、町からの繰出金の基準と内容でございますが、まずこの内容につきましては、病院の建設改良費に要する経費に係る繰り出し、また救急医療の確保に要する経費、そして医師等の確保対策に要する経費、不採算地区に所在する中核的な病院の機能を維持する経費、また児童手当に要する経費、経営基盤強化対策に要する経費、病院事業会計に係る共済追加費用の負担金に要する経費、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担にけいする経費と、多

岐にわたっておりますが、基準はそういうことになっております。

現在、町から町立病院の繰り出しにつきましてですが、これら地方公営企業繰出金基準に即したものとなっており、全て基準内の額ということになっております。

ちなみに、金額で言いますと、補正後の予算額のベースで言いますと、2億1,765万7,000円ということになると思いますが、全て基準内の額ということでございます。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 昨日も一般質問で申し上げましたけれども、病院の経営については、なかなかコンサルに依頼して強化プランをつくったけれども、うまくいかないということで、今回の補正によって、町から3,000万、新たに認められたというふうなことで、それでも赤字でございます。

様々な要因は、昨日申し上げた内容にもよろうかと思うのですが、要は、様々な要因を頭に置いた上での経営強化プランであったはずなんですけど、やっぱり予測ができない部分が多々あった。

策定プランのときの費用が、確か800万というふうに聞いております。

現在もまだコンサルに費用をお支払いしていると思いますが、その金額は幾らなのか。そして、現状において、我々が理解しがたいところがたくさんあるのですけれども、今後も、このコンサルに多額の費用を払ってまで、コンサルに外部委託する必要があるんでしょうか。その2点をお聞きします。

議長 (沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

公立病院の強化プランにつきましては、令和5年度に策定をいたしまして、その後、令和6年度、そして令和7年度とプランの実行支援ということでコンサルのほうに委託料、実行支援の委託料という形で予算を計上しております、

実際に支払いもしております。

令和7年度の金額でいいますと、880万円という金額。これに対しまして、実行支援に対する町からの支援、これにつきましては50万円という状況ですので、八百数十万円の持ち出しという状況でございます。

コンサルを使いこなせてないという病院側の問題もあるかとは思いますが、令和6年度の状況等々を勘案いたしまして、来年度からの委託につきましては、院内、そして開設者とも協議を重ねまして、慎重に決定をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今の、病院の局長のほうから、理事者と協議をした上で、今後、経営コンサルを使うかどうか。当然、そこには、800万何がしの多額の費用が存在するわけですけれども、このことは当然、当初予算上もどういうふうになっておるのか、私、姿分かりませんが、考え方として、局長が今、言われたように、病院側として使いこなせてなかったというのは、私から言わせると、親切なコンサルではないなというふうなところもあろうかと思えます。

専門性の高い分野だからこそ、コンサルの存在があるんですね、それが発揮できていない。もちろんキャッチボールができていない部分もあるのかも知れません。しかし、町として、これまた次年度もこういったコンサル、これはもう病院に限らずだと思えるんですけれども、コンサルに対する考え方、今のままでよろしいのでしょうか。副町長、お考えをお聞きしたいと思います。

議長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、病院事業関係で880万のコンサル料というのがありましたけれども、繰り出す側からでいきますと、特別交付税措置もございますので、その辺り、また、ただ単に150万円だけなのかどうなのかといったところは、一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、病院事業会計の基準内繰出は交付税措置を受けておりますので、町も病院の経営が大変な状況ではありますが、町の財政としても、可能な限り、交付税措置、そういったところを最大限活用していく。そういったところで、今、取り組んでおります。

御質問のあったコンサルの関係ですけれども、病院事業につきましては、コンサルも複数年になりますので、計画の策定から。今ちょうどその検証、コンサルによって、どういった成果があったのか、あるいはどういった課題があったのかというところは、一度、検証、精査をした上で、来年度の当初予算、どうしていくかといったところの判断になるというふうに思います。

この考え方は、行政一般についてのコンサルの考え方ですけれども、職員の専門性、あるいはそういったところで、コンサルの活用するといった場面がございます。その場合に、コンサル頼みといいますか、コンサルの提案、あるいは、意見に対して、町のほうで担当部局なり、町でそこをしっかりと自分のものに昇華した上での事業実行というところが大事だというふうに思います。

そういうところで、今、幾つかコンサル業務を発注してはありますが、やっぱりコンサル業務の検証といいますか、そこはしっかりやりながら、無駄のないと言いますか、効率的な効果が、コンサルの目的がしっかり果たせるような、職員が意識を持って、コンサルと事業を進めていくというところが大事だと思いますので、一つ一つやはりコンサルについては検証をして、次へつなげていきたいというふうに思っております。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 お考えは理解ができたわけですが、ただ、病院事業に関しては、この経営強化プランをつくったときの職員体制と、現在の体制とが、また違うわけですね。

検証、検証と言いながら、やっぱりその病院の局長クラスを変えているわけですから、だから町としても、コンサルはこれだけの数字出してくれたんだから大丈夫だという意味で、信頼しきっていたと言っても過言ではないと思うんです。だから、いとも簡単に人事異動が行われたのではないかなと推測はします。

いろんな事情で、それは人事異動しなければならない理由あると思うんですけれども、今の検証という言葉を知ると、やっぱり検証以前に、コンサルに委託する内容はどのようなものかと。そのコンサルを担当部署がチェックできるんですかという話なんですよ。

だから、チェックできないけれども、とにかくコンサルに投げて意見を聞こうじゃないかというのが、一般的な行政の手法かなというふうな気がします。仕方がない部分もあるんですね。

ただ、問題は、担当部署だけではやりきれない、チェックしきれない、検証しきれませんよ、正直言って。そこをどうカバーするかというのが、僕は病院ぎりじゃなくて、副町長は病院のために、もう何かあったらせ参じて対応しますと言い切られた、病院の運営委員会で。

だから、やはり検証する前のしっかりサポートする体制、そしてチェックする側の担当部署のスキルをそこだけで賄えるか、あるいは経験者を含めてのスキルを検討していくというのが、一番、後手後手に回らない方法かなというふうに思っております。

ですから、そのためにもコンサルに委託する場合、特に専門性の高いものぎりですから、今、林業にしても観光にしても何してもそうでしょう。コンサルに頼まざるを得ないんですよ。だけど、そこはやっぱりしっかりカバーができる体制を持っていないと、同じことが起きるんですね。

あのときにも申し上げたんですが、これでうまく経営が改善しますと言ったときに、西村課長もおったと思いますが、ひょっとしたら、このことでパンドラの箱が開いたかもしれない、というふうな言葉を述べられたと思うんですが、しかしそれは、あえて箱はしっかりと管理しなきゃいけないんですこれは、開けた以上は。

そういう意味で、今の局長のほうは非常に頑張っていると思いますよ。しか

し、本来、本当にその方向に行くために、病院がしっかり、足りない分を町が
いかにカバーをしていくか。そうしないと、病院の事務局は潰れてしまいます
よ、正直言って。

だから、そういう意味で、しっかりとしたガイドラインをつくるべきじゃな
いですか。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

私も少し説明不足もありまして、病院のコンサルにつきましては、今、沖中
局長頑張ってもらっていますけれども、その前の担当も含めて、しっかりと、
ただコンサル提案だけを受けたのではなくて、コンサルも、御存じのように病
院の経営にまで入り込んで、それをそれぞれの医療スタッフが検討しながらや
っているというところで、病院のほうも非常に頑張っているというところは、
私も十分認識もしております。

言われましたように、財政的な面でありますとか、歴代の事務長に限らず、
行政の人間の、そういったところは非常に大事だというふうに思います。実際
に今回、繰出金の検討についても、財政部局とも相談していく中で、私も入っ
ての相談もさせていただいていますし、そういったところはきめの細かい対応
が必要だというふうに思っております。

私の立場とすれば、職員にしっかりと連携が取れる体制が、言える立場にも
ありますので、そこはしっかりと認識をしていきたいというふうに思います。

やはり基準づくりと一言で、私も先ほど、検証ということを一言で片
づけてしまいましたけれども、岡部議員が言われるように、これ非常に難しい
ものもございますので、これについては、検証の在り方も、実際に職員がどう
いったところで、どういう形でやればいいのかといったところは、具体的など
ころは私も少し勉強させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
お諮りします。
議案第88号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第88号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議長 日程第11、議案第89号「令和7年度久万高原町簡易水道事業会計補正予
算(第1号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(山内建設課長を指名)

山内課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第 89 号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第 12、議案第 90 号「令和 7 年度久万高原町下水道事業会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(山内建設課長を指名)

山内課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 90 号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第90号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第13、議案第91号「久万高原町辺地総合計画の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
暫時休憩します。 (午前11時35分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11時37分)
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この事業費の変更なんですけれども、重要変更ということですが、重要変更は25%以上ですか、それとも数字だけじゃない部分で重要変更を担っているのでしょうか。その辺をお聞きします。

議長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。
今回、変更前の事業費は、300万の事業費でございました。今回、230万円の増額となりますので、25%を完全に超えた事業変更となっております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 これはやはり、同等金額ぐらいということは設計漏れがあったんでしょうか。あるいは、現地の施工中において、新たな問題が発生したということでしょうか。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回の工事におきまして、設計を計画している鉄鋼製の両開きの門扉がございますが、その製作費用と材料費の高騰、また工事設計単価の上昇を受けまして、金額が変更になったというところで、事業費の増加というところでございます。

以上でございます。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第91号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決

定しました。

議 長 日程第14、議案第92号「久万高原町姫鶴荘の指定管理者の指定について」
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 議案に基づき説明

議 長 暫時休憩します。 (午前11時41分)

(休憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前11時42分)

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 この指定管理については、長年にわたって、合併前から管理契約、またそれ
から合併以降は相手を指定して管理契約をする指定管理委託契約をしてしまし
たが、なぜ今回、その指定管理者がおりて別の管理者になろうとしておるのか、
その理由を説明いただきたいと思います。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、令和7年度末をもって指定管理期間が終わるということが1点と、もう1点につきましては、現在、柳谷産業開発公社が指定管理をさせていただいておりますが、令和6年、令和5年のこの2か年で、姫鶴荘、コテージに関する経営状況がかなり厳しかったというような状況もございまして、今回、民間のノウハウも取り入れたいということでの公募を選択しております。

以上でございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 経営状態が悪くなったからということですかね。それと、提案理由の説明の中には、お客さんの利便性、そこら辺りについても説明をされておったが、以前からそういったサービスの低下であったり、金銭的な、経営的な問題以外にもいろいろ問題があったということはありませんか。

議長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えします。

担当課として問題があったというふうに認識しているのは、例えば、日中の時間帯の電話がつながりにくいということで、観光客のお客様からお電話をいただいたり、というようなことがございました。これについては、少ない人員で運営しておりますので、指定管理者とも連絡をとりながら対応はしたところですが、そういった苦情といいますか、要望はいただいたことはございません。

以上です。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 ということは、何年か前から、行政はいろいろと指導してきたということと間違いありませんか。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

取締役会等で発言をさせていただく機会もございましたので、折に触れて、それ以外の機会もそうですけれども、意見交換をさせていただいたことは何度かあります。

以上です。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 指導をしてきた理由、全体的な一般社団法人柳谷産業開発公社、総体的な、総売上の基は、子牛の生産であったというふうに思います。

トータルの中で、子牛の生産をして、子牛の価格が下がった。これが一番大きな理由じゃないかなと思いますが、指定管理に出す施設の経営指標、これ全体の指標は出しましたが、我々議会としたら、経営指標がないのに判断することはできないですね。なぜその経営指標を出さないのか、お聞きをします。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

経営指標、細かいものというのはお出しする機会がないかも分かりませんが、例えば9月定例議会で決算状況等の報告はさせていただいておりますので、そういう御説明はさせていただいております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 例えば、経営指標については、毎年度ごと指定管理者は出さないかんようになってるんですね。急に、最近それが決定したということですが、指定管理に出す施設の経営指標がないのに、理由づけはできんのじゃないですか。なぜ、経営指標も我々に出さずに、ほかの人に変更するのか。これはどういう理由ですか。

議長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

今回、細かい経営指標ということは、もちろん分析をする必要はあったと思いますけれども、経営状況報告の中で、この姫鶴荘、コテージを含む、過去、令和6年、5年の実績がかなり振るわなかった。これについては、水問題等、行政のほうで、責任を負うべきところも多々あったというふうに反省はしておりますが、そうした状況の中で、四国カルストという立地に恵まれた場所で、経営が少し芳しくなかったというところ、これには民間のお力をお借りしたいというような思いもあったということで、委員会の中でそういう話もさせていただきました。

以上です。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 数字を見なくて判断ができますか。

議長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

繰り返しにはなりますけれども、決算状況報告で、それぞれの部門ごとの経営状況というのは見させていただいております。そうした中で、判断をさせていただいたということでございます。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 これ、言うたら公で選定をしたんですね。どのような形でやったのか。

それと、もし決定したら、その公表もするんですね。

先ほど言ったように、年に1回は必ず経営状況の報告は出さないかんと思うんじゃないけど、それを出してきたら、数字の公表ができるんじゃないんですか。

なぜしないのかが、ちょっと分からんですが。

それと、大体、指定管理、最初の指定管理は3年ですが、今回5年でやったんですね。なぜ5年にしたのかもお聞かせいただけたらと思います。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

今回、なぜ5年かと言いますと、今回、提案させていただいております久万高原開発さん、一定の投資をしていただきたいという思いもございましたので、3年だと、そういった投資を呼び込めない可能性もあるということで、5年という判断をさせていただいております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 これは、この間の合同専門委員会でも言わせてもらいましたが、石鎚山、面河溪、また古岩屋荘や五段高原、これは久万高原町にしてみたら重大な観光地である。ここ以外に収入の基はない。簡単にこういう指定管理者が変更されるというのはおかしいと思うのね。

町長、この点についてはどうなんですか。常に農業、林業と観光。観光には重きを置いてないということですか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長

常々申し上げておりますように、農業、林業、それからこのとき、観光、特に山岳観光というふうに言ってもいいと思いますけれども、その重要性は十分に、同じように認識はしておりますし、そこに今、力点を入れておるといふところは御理解いただきたいと思いますが。

今も課長が話もいただきましたけれども、この姫鶴荘の運営につきましては、私もずいぶん気になっております。

公社のほうも、さっきお話があった牛の肥育を中心として、これはもう柳谷のところですから、当然、公社が姫鶴荘を運営をしていくと、そういうふうになった経緯があると思います。

ただ、残念ながら、さっきも課長触れましたけれども、やっぱり冬季のところが閉鎖しないといけない。それから、距離もあるということで、黒字となったところはなかなかありませんでした。

私ども、公社の経営会議、理事会には出ておりますから、そのことも確認をしております。公社のほうも、その責任といいますか、指名の大事さというのは、十分に認識をしておりました。

ただ人手不足もあったりして、いわゆる従業員が栲原、あるいは津野町からしか応募がなかったり、あるいは、さっき課長触れましたけれども、水のところは、私どもも懸命に対応はしてきましたけれども、なかなか高地のところですから苦労いたしましたけれども、今どうにか落ち着いた。

それから、トイレも不便、非常に不評でございました。御案内のように、3基の新しいバイオマス絡みのトイレも導入もできたところでもございます。

長くなってはいけませんけれども、とにかく公社としてからも、この姫鶴荘の運営につきましては、公社自体の運営のこともあり、手を引かしていただきたいと、そういうことらも明言をいただきましたので、私どもとしてはやむを得ず、この指定管理の公募に踏み切った、そういう経緯がございます。

今、議員もおっしゃられたように、非常にこれ、私どもが誇る五段高原のすばらしい景観、特にコロナ以降は大いに人気を博しておりますから、今回、久万高原開発さんに委ねますけれども、様々な面でこれから大いに期待をして、さらに姫鶴荘、またあの周辺がにぎわうような、そんな努力をしっかりと傾注

してまいりたいと思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 以前もふるさと村、また国民宿舎古岩屋荘、町長が言われるように、あいったところが指定管理を受けたら、本当ににぎわいが出てくるのか。今のところ、全く出ていないと思うのですね。

それと、やはり重要な観光地をどうするか。これはやはり議会にしっかりと相談してもろて、ともにという気持ちがあるなら、そこは私は一番大切なことができてないと思うんですね。

突然出てきて、細かな説明もできない。経営であれば、やっぱり数字の説明がきっちりできないと、アドバイスもできない、意見も言えない。そこが問題だと思います。

今後も町全体のことで、議会にはこの程度の説明しかしないということなんでしょうか。最後にそのことをお聞きして終わりたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 瀧野議員においては、特に具体名になってしまいますけれども、柳谷産業公社の運営については、都度、いろいろ御心配いただいたこと、私もよく承知をしております。

理事長以下、さっき申し上げましたように、産業公社の運営会議にも、私も担当課も必ず出て意見のやり取りをしております。理事長以下も、非常に責任を感じて、とにかく姫鶴のことについては、大変申し訳ないみたいなところも吐露していただいているところでございます。

今の答弁ですけれども、そのあたりは、特に瀧野議員は精通されておりますから、十分にその辺りは、お互いに理解できていると思う中で、今回のこのような形をとらせていただいたところでございます。

改めてでございますけれども、農林業の振興、それから観光については、これからの私どもの町がさらに飛躍発展するための肝でもあらうと思いますので、

その都度、相談はいたしているつもりですけれども、足らざるところもあったと思っておりますから、その辺りは課題、それからこれからの発展をどうしていくか、その辺りについては十分に気をつけて、議会のほうにもしっかりと相談をしながら、話は進めてまいりたいと思いますので、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

お諮りします。

昼食の時間となりますが、引き続き会議を続けたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

引き続き会議を続けます。

そのほか、質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

お諮りします。

議案第92号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長

日程第15、議案第93号「久万高原町姫鶴平コテージの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第93号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第16、議案第94号「久万高原町林業研修センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第94号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第94号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第17、議案第95号「久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第95号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第95号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第18、議案第96号「面河溪自然環境保全活用交流拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 この施設については、ソラヤマいしづち株式会社を立ち上げ、西条市とともにいろいろやってきた事業の中で、補助事業の一環として、半分が補助費、半分が町の持ち出しという事業であったというふうに思います。

旧の国民宿舎面河の跡地、溪泉亭といろいろな問題もありましたが、ここと
いうことで建てられましたが、1億数千万かけて地元の地域運営協議会が指定
管理を受けた。3年たって違う人に変更する。

当初の目的は、地元からの要請があって、地元の熱意でこの建物を建てたの
かなというふうに思っておりましたが、そうじゃあなかったのですか、お聞き
をします。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

(通称) 清流面河でございますが、この施設につきましては、面河溪谷の中
の拠点というふうな位置づけで、旧の国民宿舎の取り壊しとセットという形で
考えられた施設でございます。

当然、設置に当たっては、地域の方の御意見等も大いにいただいたというと
ころでございます。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 オープンのときにも行かせてもらいましたし、いろいろ見せてもらいま
したが、例えば、観光地につくる施設としては、デザインも悪い、形態も悪い、こ
れはなかなか難しいなど、私は思いましたが。

あれはしっかりした専門家が設計をして、しっかりした経営コンサルタント
なりがアドバイスされた施設なんですか。誰が経営しても、あの状態では、私
は経営は成り立たんのやないかなと実感しましたが、その点についてはどうで
すか。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

施設につきましては、面河溪谷の中の休憩所、トイレ、あと体験用のシャワー一室、あと飲食の施設というふうにございまして、議員御指摘のとおり、大通りから見た店舗の印象というのは、決して、トイレ辺りが中心に見えますので、少し難しいところはあると思います。ただ、設計については、専門家に起こしていただいておりますし、運営上、実際、運営してみても、地域運営協議会の方からも、そういった運営のしにくさというものは、御意見として頂戴しておるところでございまして、まちづくり戦略課としても、少し反省をしているところでございます。

以上です。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 ざっと指定管理料を400万として考えてみても、例えば20年経過すると、1億を超える指定管理料が要るわけよね。そこら辺りから考えていって、町内事業者であれば、それなりのまた取組もあるかも分かりませんが、グッドリバーさん、本社は町外で、本当に町内業者やない。

できれば、町内の業者の方が受けてくれたらいいなと思いましたが、そういった検討はしなかったのですか。

議長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

まず、グッドリバーの件でございますが、本社は松野でございますが、事業所登録は町内でしていただくということで、一定、法人税、住民税の均等分というのは落ちるといふふうに考えております。

もう一点、地元からということですが、これについては、地域運営協議会からも、ぜひ手を挙げていただきたいというふうな考えは、担当課としても持っていましたし、もっと言いますと、溪泉亭のほうの運営と、どうにかという考えもございましたが、残念ながら、今回の公募には手を挙げていただけなかったということになっております。

以上です。

議長 そのほか、質疑はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第96号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第19、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は、承認することに決定しました。

議長 本定例会の付託議案については、各委員会は会期中に審査し、12月19日の本会議で委員長報告をお願いします。

お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定しました。

本日は、これで散会いたします。 (午後 0時13分)

なお、明日11日は、午前9時30分から総務文教厚生常任委員会、終了後に産業建設常任委員会を、議員控室で開催して、付託議案の審査をお願いします。

また、12月19日は、午後1時30分から開会いたします。

事務局 (終礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員